

情 個 審 答 申 第 1 号

平成22年 2月12日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成21年8月24日付け税資発第437号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

済々黌同窓会館、熊本県労働会館及び大韓民国民団熊本会館の固定資産税の減免に係る
文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

文書等の件名

3施設の固定資産税の減免税額、減免理由及びその根拠（過去5年分）に関する文書

[諮問第7号]

別 紙

諮問第7号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、その決定を取り消し、改めて決定すべきである。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、済々黷同窓会館、熊本県労働会館及び大韓国民団熊本会館に係る固定資産税の減免税額、減免の理由及びその根拠（過去5年分）に関する文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が開示請求拒否決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

実施機関は存否不回答の理由に公務員の守秘義務を主張し、税徴収の特性から税情報は一切開示できないと主張しているが、違法・不法の場合は守秘義務が課せられないのは当然であり、税情報に関しては一切公開しないとの理論は成り立たない。守秘義務は、公共の福祉との兼ね合いで制約を受ける。

また、守秘義務論議以前に実施機関は市民に対して、公正・公平・公明であるべきで、そのためには、情報公開が大原則である。情報公開されることによって、公正・公平・公明が担保される。個人のプライバシー等を守るために必要な部分のみ、守秘義務で個人のプライバシーを保護しているものであり、守秘義務を理由に全てのものを隠してしまうことは論理が逆転していて、守秘義務の適用を間違っている。

更に、3施設に数回にわたり出向き、それぞれの施設の責任ある立場の者から固定資産税が減免されていることを確認している。

一日も早い開示をすべきである。

4 実施機関の説明趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

地方税法第22条は税務職員の守秘義務を規定し、地方公務員法第34条第1項は地方公務員の守秘義務を規定している。

固定資産税の減免措置を受けている事実又は受けていない事実は、これらの規定により保護される秘密に該当するものである。

申立人の請求した文書の存否を回答した場合、固定資産税の減免措置を受けている事実又は受けていない事実が明らかとなり、地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項の規定に違反することとなる。

したがって、条例第9条に該当する。

5 審議会の判断

(1) 本件請求文書について

申立人が請求している文書は、済々黌同窓会館、熊本県労働会館及び大韓民国民団熊本会館に係る固定資産税の減免税額、減免の理由及びその根拠（過去5年分）に関する文書である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 条例第9条（文書等の存否に関する取扱い）該当性

条例第9条は、「実施機関は、当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、その存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

一方、条例第7条第1号は、「法律、条例その他の法令の定めるところにより、開示することができないと認められる情報」は、開示してはならないとしており、法律で開示することを禁じている情報は不開示とし、また、他の条例において不開示とされている情報も条例相互の矛盾を回避するために不開示としている。

また、地方税法第22条は地方税調査事務に従事する公務員の守秘義務を規定し、地方公務員法第34条第1項は地方公務員の守秘義務を定めているところである。

実施機関は、本件請求文書の情報は税情報であるため地方税法第22条及び地方公務員法第34条の規定により保護される秘密に当たり守秘義務が課せられ、条例

第7条第1号の法令秘に該当し開示することができない情報であり、さらに、その税情報の存否を回答することは、条例第7条第1号の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されるとして、条例第9条の規定により、本件請求文書の存否については明らかにできないと主張している。

そこで、申立人が開示請求している3施設が、固定資産税の減免措置を受けているか否かの情報が、地方税法及び地方公務員法上の秘密と認められる情報であるのかどうかを検討する。

地方公務員法第34条第1項の秘密とは、職務上知り得た私人の情報のうち、いわゆる実質秘、すなわち一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実をいうものと解する。地方税法第22条の秘密とは、これらのもののうち、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が地方税に関する調査事務の過程で知り得たものをいうと解する。

したがって、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報のうち、実質秘と認められるものは、地方公務員法第34条第1項及び地方税法第22条の秘密のいずれにも該当し、地方税法第22条の秘密に該当しないものでも、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものは、地方公務員法第34条第1項の秘密に該当するものと解する。

ところで、一般的に熊本市所在の固定資産に対しては、地方税法及び熊本市税条例に基づき、特段の除外規定に該当しない限り固定資産税が課せられるが、熊本市税条例第50条第1項は、固定資産税の減免の適用について、次のように定めている。

「市長は次の各号の一に該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについてはその所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める固定資産」

このように、固定資産税の減免は、納税義務者の申請に基づき実施機関が行うものであるが、減免の理由としては、納税義務者が生活困窮のため税を納付することが困難な場合、固定資産が公益のために供されている場合、災害により固定資産が損害を受けた場合など、種々のものがある。

確かに、固定資産税の減免に係る上記のような理由は、一般的には知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するものと認められるもの（実質秘）として非公開とすべきものと考えられ、それら

の理由による固定資産税の減免の有無については、形式的には地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項の秘密に該当するものと考えられる。

しかしながら、固定資産の公益性を理由にした固定資産税の減免の有無については、固定資産が公益のために供されているからこそ、その納税義務者は減免申請を行い、実施機関は熊本市税条例に基づき減免措置を行うわけであるから、公益性を鑑みると、そのことを公にしたとしても納税義務者の保護される正当な利益を害することになるとは考え難い。このため固定資産税の減免適用が熊本市税条例第50条第1項第2号ないし第2号に準ずる場合については、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するものと認められるもの、すなわち地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項にいう保護すべき秘密に該当するとは認められないと解する。また、固定資産の公益性を理由にした固定資産税の減免の有無は、等しく納税義務を負う一般市民にとっては、それを知る権利が十分にあるものといえる。

したがって、固定資産税の減免措置の適用が熊本市税条例第50条第1項第2号ないし第2号に準じた公益性を理由にしている場合は、地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項の秘密に当たらないと解され、そのことにより条例第7条第1号の法令秘には該当せず、よって条例第9条には該当しないと解する。よって、減免適用理由が公益性を理由にしている場合は、実施機関はその存否を明らかにすべきである。

これを本件についてみるに、当審議会がインカメラによる調査をした結果によれば、済々黌同窓会館、熊本県労働会館及び大韓民国民団熊本会館に係る固定資産税の減免は、熊本市税条例第50条第1項第2号ないし第2号に準じた公益性を理由にして固定資産税の減免を受けている場合であるから、本件請求文書の存否を明らかにすべきである。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、その上で、実施機関において改めて当該文書の開示・不開示を決定すべきこととなるが、当審議会としては、その減免理由等が明らかになる文書等を開示すべきであると考えるので、この旨付言する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		荒 木 昭次郎
委	員	大 江 正 昭
委	員	高 木 絹 子
委	員	馬 場 啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 21 年 8 月 24 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 21 年 9 月 2 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 21 年 9 月 18 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 21 年 11 月 12 日	審議を行った。
平成 21 年 12 月 4 日	審議を行った。
平成 22 年 1 月 14 日	審議を行った。
平成 22 年 2 月 12 日	審議を行った。